

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて

要支援・要介護認定度の比較的軽度な方は、福祉用具の貸与における一部の品目については、保険給付の対象外となるものがありますが、認定調査結果の内容等（表1を参照）により、例外的に給付の対象となる場合があります。

また、認定調査結果が一定の条件を満たさない場合であっても、「医師の意見（医学的な所見）」により、例外的に当該福祉用具の貸与が必要とされるものについては、例外給付の申請を行い、市が「必要と認められる」と判断した場合に、貸与が可能です。

【品目ごとの例外給付の取扱い】

分類	軽度者 (要支援1・2、要介護1)	中重度者	
		要介護2・3	要介護4・5
自動排泄処理装置 (便を自動吸引するもの)	原則、保険給付の <u>対象外</u> (一定の条件に該当する場合は、保険給付の対象となる。表1参照)		
車いす及び車いす付属品		保険給付の <u>対象</u>	
特殊寝台及び特殊寝台付属品			
床ずれ防止用具及び体位変換器			
認知症老人徘徊感知機器			
移動用リフト(つり具の部分を除く)			
手すり スロープ 歩行器 歩行補助つえ			

【表1】認定調査結果等による貸与の条件

対象となる福祉用具	例外給付の対象となる者	要介護認定結果等による貸与の条件	
		基本調査	福祉用具貸与の条件
ア 車いす及び 車いす付属品	次の <u>いずれかに</u> 該当する者		
	日常的に歩行が困難な者	1 - 7	歩行「3：できない」
		何かにつかまったり支えられても歩行が不可能であるため、車いすを利用しなければならない、あるいは、どのような状況であっても歩行ができない場合をいう。 寝たきり等で歩行することがない場合、あるいは、歩行可能であるか医療上の必要により歩行制限が行われている場合も含まれる。	
日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	該当する基本調査項目がないため、主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定居宅介護（介護予防）支援事業者が判断する。		
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次の <u>いずれかに</u> 該当する者		
	日常的に起きあがり困難な者	1 - 4	起き上がり「3：できない」
		介助なしでは一人で起き上がることができない等、起き上がりに何らかの介助が必要な場合をいう。 途中まで自分でできていても、最後の部分で介助が必要である場合も含まれる。	
	日常的に寝返りが困難な者	1 - 3	寝返り「3：できない」
介助なしでは一人で寝返りができない等、寝返りに何らかの介助が必要な場合をいう。			
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	1 - 3	寝返り「3：できない」
		介助なしでは一人で寝返りができない等、寝返りに何らかの介助が必要な場合をいう。	

対象となる福祉用具		例外給付の対象となる者	要介護認定結果等による貸与の条件	
			基本調査	福祉用具貸与の条件
工	認知症老人徘徊感知機器	次の <u>いずれにも</u> 該当する者		
		意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	3 - 1	意思の伝達 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外
			手段を問わず、常時、誰にでも意思の伝達ができる状況以外をいう。ほぼ確実に意思が伝達できる場合も含まれる。	
			3 - 2 ~ 3 - 7	記憶・理解のいずれかが「2. できない」
			3 - 8 ~ 4 - 15	問題行動のいずれかが「1. ない」以外
移動において全介助を必要としない者	2 - 2	移動「4. 全介助」以外		
		自分では移動がまったくできない場合以外をいう。		
オ	移動用リフト（つり具の部分を除く）	次の <u>いずれかに</u> 該当する者		
		日常的に立ち上がりが困難な者	1 - 8	立ち上がり「3. できない」
	自分ではまったく立ち上がることができない場合をいう。体の一部を介護者が支える、介護者の手で引き上げるなど、介助がないとできない場合も含まれる。			
移動用リフト（段差解消機のみ）	移乗が一部介助・全介助を必要とする者	2 - 1	移乗「3. 一部介助」又は「4. 全介助」	
		該当する基本調査項目がないため、主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定居宅介護（介護予防）支援事業者が判断する。		
カ	自動排泄処理装置	次の <u>いずれかに</u> 該当する者		
		排便が全介助を必要とする者	2 - 6	排便「4. 全介助」
		移乗が全介助を必要とする者	2 - 1	移乗「4. 全介助」

オ - は、移動用リフトの中でも「段差解消機」に分類されるものが想定されています。したがって、立ち上がり用いすや吊り上げ式リフトなどについて、の状態像にあてはめてケアマネジメントによる判断するのは適当ではありません。

【例外給付の対象者】

認定調査結果等による貸与の条件にあてはまらない方でも、次の から までのいずれかに該当する旨が、医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、申請により、給付の対象となることが可能です。

疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者 【例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象】
疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者 【例：がん末期の急速な状態悪化】
疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者 【例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、えん下障害による誤嚥性肺炎の回避】

注意：【 】内の状態は、あくまでも ~ の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎませんので、逆に【 】内の状態以外の者であっても、 ~ の状態であると判断される場合もあります。

【例外給付申請の手順】

居宅サービス計画（介護予防サービス計画）作成担当者が、次の から の書類を介護保険課に提出してください。必ず、書類提出の前に介護保険課の担当者までご相談くださいますようお願いいたします。確認結果は提出者に通知します。

介護保険福祉用具貸与例外給付申請書

医師の医学的な所見を示す書類（アからウのいずれか）

ア．主治医意見書

イ．医師の診断書

ウ．担当介護支援専門員・保健師等が聴取し、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に記載した医師の所見及び医師名

サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与を特に必要である旨を判断したことを示す書類（例：居宅サービス計画書または介護予防サービス計画書）

医師の医学的な所見を示す書類について

医師に医学的な所見を求める場合は、医師に十分な説明をした上で ~ の状態に該当するかを確認し、該当する場合は、上記 にあげたア～ウに記載する医師の所見のいずれかにおいて、それが明確に判断できる内容が記載されていることが要件です。

従って、単に医師が福祉用具を必要と判断したこと、病名が一致していることをもって例外給付が受けられるものではありません。（例 主治医意見書の診断名に「パーキンソン病」、特記事項に「特殊寝台を要す」と記載されても、それだけでは ~ に該当する状態か不明ですので例外給付は認められません。）